

障企発 0822 第 3 号
年管管発 0822 第 5 号
令和元年 8 月 23 日

公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 会長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
年金局事業管理課

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行に伴う対応について
(協力依頼)

日頃より厚生労働行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「給付金法」という。）」が、令和元年 10 月 1 日から施行されます。

給付金法の施行により、老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者のうち、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下である等の要件を満たす方は、年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給対象となります。

施設等に入所・入居する障害者の中には、給付金の支給要件を満たしている方（以下「給付金対象者」という。）がいらっしゃると思いますが、給付金法に基づき支給される年金生活者支援給付金を受給するためには、日本年金機構等から送付される請求書の提出が必要です。

このため、障害者が入所・入居する施設等へ給付金の請求書等が送付された場合等に、必要な助言等の御協力を行っていただくよう、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行に伴う対応について」（令和元年 8 月 22 日付け障企発 0822 第 3 号・年管管発 0822 第 5 号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・年金局事業管理課長連名通知）を別紙のとおり、各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管部（局）長宛てに発出し、その周知を図っているところです。

つきましては、別紙の内容について御了知いただくとともに、貴会会員の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。